

＜タイ税務・会計情報＞

大蔵省税通達：輸入税減税・免税恩典を受けた輸入物についての輸入後の行動方法(2008年12月)

2009年1月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク・センターが現地コンサルティング会社Bryan Cave International Trade (Thailand) Ltd.に作成委託し、2009年1月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんこと予めお断りします。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32
Tel: 03-3582-5017

＜タイ税務・会計情報＞

大蔵省関税通達：輸入税減税・免税恩典を受けた輸入物についての 輸入後の行動方法（2008年12月）

輸入者は、大蔵省通達「税率法12条に係る輸入税減税・免税」により減税・免税の恩典を受け、輸入した物に対する、原料使用の期間延長、再輸出、物の廃棄および税金支払いの行動を取る場合は、以下のとおり、申請行動を取ることとする。

- (1) 税率法12条に係る輸入税減税・免税の恩典を受け、輸入した物に対して、輸入者は関税局と直接行動を取ることができる。ただし、税率法12条3(15)項の電気または電子に関する輸入物の場合は、電気電子機関をとおして関税局と行動を取る必要がある。
- (2) 関税局の担当官のチェックに対して、申請参考書類は、対象となる輸入した物の詳細を提出すること。例えば、輸入物の輸入日、輸入申告書の番号、輸入物の金額、輸入数量、あるいは残量。
- (3) 輸入した物を廃棄するまたは再輸出する場合は、申請者は関税局の担当官達を迎えに行き、物に対するチェックまたは/および廃棄管理を行わす必要がある。それ対し、上記で再輸出の認可を得て、企業が再輸出した場合は、関税局の担当官に輸出申告書の番号を報告することとする。
- (4) 輸入した原料の原料使用に対する期間延長の場合は、輸入者は期間満期の15日前までに延長申請をしなければならない。関税局の延長検討は事情によるが、最大で大蔵省通達による製造満期日から1年間まで延長が許される。

コメント

以前は税率法12条に係る輸入税減税・免税の恩典を受け、輸入した物に対して、原料使用の期間延長、再輸出、物の廃棄および税金支払いの正式な通達はなかった。各港の実践的チェックおよび管理方法も少し違っていた。

上述の関税局の通達が発表され、今後この規定に基づいて、関税局担当官も輸入者もその行動を取らなければならない。もし、関税局担当官が上述以外に行

動を取った場合は輸入者側もこの通達を利用して、上述行動を取るよう要求できるのである。

(報告書作成委託先現地コンサルティング会社：Bryan Cave International Trade (Thailand) Ltd.)